

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、教育職給料表(一)」を削る。

別表教育職給料表(一)の項を削り、同表医療職給料表(一)の項中「（教育職給料表(一)の適用を受ける者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。